

令和6年度栗原市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者等の自立の促進に資するため、令和6年度における栗原市が障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るために必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この調達方針の適用範囲は、栗原市の全ての組織とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

この調達方針の対象となる施設等は、次に掲げる施設のうち、物品等の調達が可能な事業所・施設等とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第13項に規定する就労移行支援事業所
- (2) 障害者総合支援法第5条第14項に規定する事業所就労継続支援事業所（A型・B型）
- (3) 障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護事業所
- (4) 障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援又は生活介護を行う事業に限る。）
- (5) 障害者総合支援法第5条第27項に規定する地域活動支援センター
- (6) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第44第1項に規定する特例子会社
- (7) 重度障害者多数雇用事業所のうち次の要件をすべて満たす事業所
 - ア 障害者である労働者の数が5人以上
 - イ 労働者の数に占める障害者である労働者の割合が20%以上
 - ウ 障害者数に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者である労働者の割合が30%以上
- (8) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく在宅就業障害者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の事業を自ら行う障害者）
- (9) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

5 調達を推進する物品等の種類

この調達方針において調達する物品等のうち、障害者就労施設等が受注することが可能なものとする。

6 調達目標

令和6年度の障害者就労施設等からの調達については、物品及び役務の種別ごとに、前年度の調達実績額を上回ることを目標とする。

7 調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

- (1) 障害者就労施設等が提供する物品等について、市の各機関に対し情報提供し、障害者就労施設等からの優先調達を依頼する。
- (2) 障害者就労施設等からの物品等の調達においては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を活用する。
- (3) 物品等の調達においては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、発注方法、発注量、納期の設定など障害者就労施設等の特性に配慮した発注に努める。
- (4) 障害者就労施設等からの優先調達においては、事務用消耗品等に限らず、イベント等での啓発用物品や記念品の活用など発注可能な物品等を十分に検討する。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を策定又は見直しを行ったときは、市のホームページ等により、公表する。
- (2) 調達実績は、会計年度終了後、速やかに概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

9 調達方針に関する担当窓口

この調達方針の担当窓口は、市民生活部社会福祉課とする。